

# 平成29年第2回小国町議会臨時会会議録

( 第 1 日 )

- 1. 招集年月日 平成29年5月11日(木)
- 1. 招集の場所 小国町隣保館
- 1. 開 会 平成29年5月11日 午前10時03分
- 1. 閉 会 平成29年5月11日 午前11時32分

## 1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 不応招議員

なし

## 1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 欠 席 議 員

なし

## 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君      書記 穴 井 桂 子 君

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	総務課長 松 岡 勝 也 君
政策課長 清 高 泰 広 君	教委事務局長 横 井 誠 君
情報課長 佐々木 忠 生 君	産業課長 澁 谷 洋 典 君
建設課長 佐 藤 彰 治 君	税務課長 橋 本 修 一 君
福祉課長 木 下 勇 児 君	住民課長 生 田 敬 二 君
会計管理室長 藤 木 一 也 君	保育園長 児 玉 敦 子 君
農業委員会事務局長 村 上 弘 雄 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 大塚英博君

11番 松本明雄君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 5月11日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時03分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 29. 5. 11)

議長（渡邊誠次君） それでは皆さま、おはようございます。

大変お忙しい中に平成29年第2回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位には何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

5月に入り、まず1日には全員協議会と勉強会、連休を挟みまして本日の臨時議会、また19日にも勉強会と視察研修を予定しております。新たな動きや、また議会の改革等、皆さま方におかれましては、御尽力をいただいているところでございます。また今後運動会や300歳ソフトボール、それぞれ議員の皆さまにも各種の総会やイベントも多くて、日程の調整に苦慮されているのではないのでしょうか。町政、町民皆さまのために、平素からの奮励に敬意を表する次第でございます。お体に気をつけられて、一層のお取り組みをお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして北里町長より御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第2回の小国町議会臨時会を開催をさせていただきましたところ、皆さま方におかれましては、大変お忙しいときにお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、本日の臨時会の議案といたしましては、お手元にありますとおり承認が2件、専決処分事項、内容は小国町税条例の一部を改正する条例及び小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。また議案といたしまして、小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。また議会のほうからは常任委員の選任について、議会運営委員の選任についてというふうに出されております。本日教育長のほうから、どうしても外せない出張、全国教育長会の出張があるということで欠席の届けが出ております。申し訳ございません。

それでは議会の皆さま方、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成29年第2回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時03分)

議長（渡邊誠次君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 大塚英博君

11番 松本明雄君

をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長(渡邊誠次君) 日程第3、「承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(専決第1号:小国町税条例の一部を改正する条例)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長(橋本修一君) おはようございます。それでは、議案集1ページをお願いいたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成29年5月11日提出

小国町長 北里耕亮

専決第1号 小国町税条例の一部を改正する条例について

小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日専決

小国町長 北里耕亮

それでは、お配りしております右肩に専1と書いてあります小国町税条例の一部を改正する条例の本文と、資料として総務課資料1の議案の概要、それと税務課資料1の税条例の改正概要と税務課資料2の新旧対照表を御用意いただきたいと思っております。

それでは、まず総務課資料(1)のほうの議案の概要のほうをお願いいたします。専決第1号のところでございます。改正理由でございます。地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、小国町税条例の一部についても所要の改正が必要になりましたので、その中で平成29年4月1日を施行日とする規定につきまして、平成29年3月31日の専決処分により所要の改正を行ったものでございます。

改正内容につきましては、税務課資料(1)のほうの税条例の改正概要で御説明をいたします。税条例の改正概要ということで、左から改正する条例番号とその横に新旧対照表、資料(2)のほうの新旧対照表のページを打ってあります。御参照していただきたいと思っております。対応する法令として法は地方税法のことでございます。

それでは改正内容について順を追って説明をいたします。第33条、これは個人町民税の所得割の課税標準のことでございます。上場株式等の特定配当等及び、特定株式等譲渡所得金額に係

る所得につきまして、提出された申告書に記載された事項により所得税と異なる課税方式を決定できることが明確化したものでございます。上場株式等の配当所得につきましては、配当が支払われる際に源泉徴収をされますので通常申告は不要ですが、確定申告によりまして分離課税の申告、また総合課税の申告も選択できることになっております。それと確定申告書とは別に町県民税の申告書を提出することにより、所得税とは異なる課税方式を選択できることを明確化したものでございます。

次の第34条の9、これにつきましても、この改正に伴う規定の整理でございます。

次の第48条第50条、これは法人町民税の規定でございます。延滞金の計算期間に係る規定の整理で内容が変わるものではありませんので、字句の整理でございます。

次の第61条、固定資産税の災害に関する措置でございます。震災等により滅失した償却資産に代わる償却資産に対する課税標準の特例で、固定資産税を4年間2分の1とするものでございます。

次の第63条の2、これも固定資産税ですが、居住用超高層建築物、高さが60メートルを超えるいわゆるタワーマンションについてのことでございますが、税額を今までは床面積の割合で按分されていたのを、各階ごとの取引価格の動向を踏まえて補正することになりました。ただ、この改正にかかわらず区分所有者全員の申し出による割合により、税額を按分することも可能となっております。その按分方法の申し出の規定でございます。

次の第63条の3、これも固定資産税の災害に関する措置でございます。被災した区分所有に係る家屋の敷地、マンション等の敷地のことでございます。この供用土地について、被災市街地復興推進地域に定められた場合は、震災等発生後4年度に限り、従前の税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための申し出の規定でございます。

次の74条の2、これも固定資産税の災害に関する措置でございます。被災して居住用建物がなくなった宅地を住宅用地とみなす特例適用期間2年度分を、被災市街地復興推進地域については4年度分に拡充するものでございます。

次の附則第8条、個人町民税の課税の特例です。肉用牛の売却による事業所得について、特例適用期限を3年間延長するものでございます。

次のページです。附則第10条と次の附則第10条の2につきましては、固定資産税の課税標準の特例規定でございますが、引用する項の条番号の改正に伴う整理でございます。

附則第10条の3、この附則第10条の3の8項までは、引用する法の条番号に伴う改正でございます。第9項と第9項に新設で耐震改修工事等が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定でございます。

次の附則第16条、軽自動車税のグリーン化特例についての適用期限が2年延長されました。平成29年度また平成30年度に新規取得した者についても、取得した翌年度に軽減が適用され

るものでございます。

次の附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定です。自動車メーカーの不正行為に関する所要の措置で、不正に伴う税の不足額については、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課するというものでございます。

次の附則第16条の3、特定上場株式等の配当等の規定ですが、これは一番最初に説明した税条例33条の規定に伴うものでございます。提出された申告書に記載された事項をもとに、課税できることを明記したものでございます。

次の附則第17条の2、これは現行の優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の、長期譲渡に係る課税の特例でございますが、特例適用期間を平成29年度から平成32年度に延長するものでございます。

次の附則第20条の2と附則第20条の3につきましても、配当所得についてでございますけれども、租税条約締結等の相手国の投資事業組合を通じて、国内に住所を有する者に支払える配当につきましても、提出された申告書に記載された事項をもとに課税できるということを明記したものでございます。このほか必要な規定の整理を行っております。今回の改正は制度自体あんまり大きいものではなく、現行の規定の整理とか災害関連の特例措置の拡充、特例適用期間の延長などの改正でございます。

以上で説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより承認第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） 議案集 2 ページをお願いいたします。

承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成 29 年 5 月 11 日提出

小国町長 北 里 耕 亮

専決第 2 号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日専決

小国町長 北 里 耕 亮

それではお配りしております右肩に専 2 と書いてあります改正条例本文と総務課資料（1）の議案の概要、それと税務課資料（3）の国民健康保険税条例の改正概要と税務課資料（4）の新旧対照表をお読みいただきたいと思います。

まず総務課資料（1）の議案の概要の専決第 2 号のところでございます。改正理由です。地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、小国町国民健康保険税条例の一部についても所要の改正が必要になり、平成 29 年 4 月 1 日を施行日とする規定につきまして、平成 29 年 3 月 31 日の専決処分により所要の改正を行ったものでございます。

改正内容につきましては、また税務課資料（3）のほうで御説明をいたします。税務課資料（3）の国民健康保険税条例の改正概要ということで、軽減判定所得の見直しでございます。世帯の所得が一定額以下の場合には、国民健康保険税の均等割と世帯割が軽減される措置がございます。今回は経済動向を踏まえた見直しということで、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得について改正されております。まず表の5割軽減のところでございますが、軽減判定の基準額が被保険者収入に乗ずるべき金額の26万5千円が改正され、27万円になったものでございます。次に2割軽減判定基準額の被保険者に乗ずるべき金額のところ、48万から49万に改正されたものでございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより承認第 2 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて(専決第2号:小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第5、「議案第29号 小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

農業委員会事務局長(村上弘雄君) それでは議案集の3ページをお開きください。

議案第29号 小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年5月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

資料につきましては、産業課の資料で説明をさせていただきたいと思っております。まず新旧対照表の現行の部分ですが、第2条の部分として農業委員の定数は11人とする。改正後ということで、第2条の部分は、農業委員の定数は8人とするということでございます。

めくっていただいて、ちょっと説明のほうをさせていただきます。まず改正理由につきまして、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の「公選制」が「議会の同意を要する市町村長による選任制」に改められ、委員の定数を地域の実情に応じて、政令で定める基準に従い、条例で定める必要があり、平成28年12月の定例会で条例を可決しました。しかし、その後の近隣市町村の情報を収集し、全員協議会での議論を重ね、総合的に執行部で判断した結果、定員を減らす方向で改めて条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、農業委員の定数を11人から8人にする。具体的には大字の地域性を尊重し、各大字単位で6人を確保する。なお、法律で義務付けられている中立の人を一人確保する。法律上の女性の積極的な任用もあり、現行の二人を確保するため、一人は中立を兼ねることで8人とするということでございます。



それからA3の折りたたんだ資料がございますが、これにつきましては全協のときにも少し説明をさせていただきましたけれども、その時点と少し情報が新しくなっておりまして、5月8日現在で近隣の阿蘇郡内の情報を整理したものでございます。左から自治体名と改正前の体制、農業委員の数、それから現行の女性の委員の数、そして新しく新体制での農業委員の数、法律上の上限の数、それから実際の条例に基づく募集の数、そして右側のほうに最適化推進委員にかかわる募集の数、それから全協のときと少し変わってしまっていて、募集方法のところの募集の終了日というのが、4月末でいくつかの自治体で募集が終わっております。

その他については、この農業委員の人数の設定の理由を自治体ごとに整理したものでございます。右が同じように推進委員の人数の考え方を整理したものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより議案第29号についての質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。この12月議会で、この条例の制定の際、私は討論で述べた反対理由は要件から区域内に住所を有することや、耕作の業務の営むとの規定が外されてしまったため、別の地域で経営する法人や企業が、事業拡大の意図を持って農業委員に入ることにつながりかねない。農業者の皆さんには制度上これを防ぐ術が与えられていないということが一つでした。もう一つが農地利用最適化推進委員について、専門家の学者の人などからは農業委員会が単なる机上委員会となってしまうと。活動が推進委員会の役割になって農業委員が形骸化し、地域と地権者に信頼されなくなると。今後は農地利用の最適化だけをやっていけばいいという農業委員会になってしまうじゃないかという、こういう警鐘が鳴らされているということで、私は反対をいたしたところです。今回11人を8人とするという改正案であります。私が指摘したことについては何ら答えは出されていないということで、残念なことではあるのですが、今回の提案を前回の全員協議会で町長は「議員からの指摘を受けて、それを受け止めたからだ」というような旨のことを言われていましたけれども、では一体、議員が言ったどの言葉に心が動かされてこの提案をされたのか、説明をお願いします。

町長（北里耕亮君） 資料の改正理由の中にも少し触れておりますけれども、前回の全員協議会その前の全員協議会だったと思いますけれども、議会の中からも他地域に研修に行かれたというお話を伺いました。それは大分県であったというふうに記憶しておりますけれども、人口規模は少し違いますが、そういったところで人数やそういう部分の情報を議会の議員さんから御意見、行かれた報告を受けまして、執行部の中でもA3の用紙にありますように、これは阿蘇郡内の部分でありますけれども、そういった部分や大分の部分を再度確認をいたしましたところ、議員が行かれたとおりの人数であったということでありました。そういった近隣市町村の状況も見つもあるのですけれども、本当に農業委員会の仕事としては許認可ですね、手続上、法令業務の許

認可の業務もありますけれども、実際現場に出て耕作放棄地を防ぐというような部分であったり、農業全般の担い手の確保であったり、そういった業務もあるのですが、地域に根差した農業委員会という部分が大事であるというのは従来からの思いというか、そういったものは大事であるというのは私自身も認識はしておりますけれども、それ以外の例えば団体推薦の方であったり、そういった部分については、いないよりもいたほうがという部分ではないのですが、そういう方がいなくても十分農業委員会としても業務が行っていきけるのではないかとという部分が、執行部の判断という部分がありました。また議員のほうからは、どこの部分で動かされたかという部分はピンポイントでということはないのですが、それぞれのいろんな御意見をいただいた中には、経費節減のお話もいただきました。そういった部分の中には、今いう団体推薦の方がいなくなればその分の報酬は減るわけでございますので、そういった部分を総合的に判断をさせていただいて、今回の8人の提案をさせていただいたということでございます。

5番（児玉智博君）　いくつか確認したいのですが、11人から8人、3人削るということで、なかなか大変なことだと思いますよ。この農業委員会というのは、やはり民主的な農政をその地において営んでいくために農家の声を反映していくという部分で、かなり民主的な部分だと思うのです。ですから民主主義にはお金はかかってしまうというのは、それは仕方がないことなので、これを無駄なコストと見るのか、必要経費と見るのかということだと思うのですよ。それでちょっと確認なのですが、町長は農業委員会がこれは必要なものだと思っているのか。それとも削ってしまわなければならないような、そんな無駄なものだと思っているのか、どうなんですか。

町長（北里耕亮君）　これは必要なものだというふうに認識をしております。

5番（児玉智博君）　必要なものと言いながら、じゃあ、何で必要なものなのに削ってしまうのかということが私は気になるのですが、それでもそういう団体推薦なんかを削るというふうにおっしゃいましたけど、さっきの町長の答弁の中に、地域に根差した農業委員会ということを言われました。地域に根差したというのであれば、やはりそれは8人よりも11人いたほうが一人ひとりの農家の皆さんともつながったり、やはり情報収集してくる、集まってくる情報の量も増えると思いますから、自信を持って真っすぐに今「必要なものです」と言われましたけれども、そうであるならば削る必要はないのではないかとというふうに思いますが、何か矛盾すると思うのですが。必要だというのに、削るという言葉と行動がですね。いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君）　今回12月に条例を提案させていただいて、可決はいただいております。その後に数回議会の皆さま方とお話をさせていただく中で、様々な御意見をいただいたというのは、先ほど申し述べたところであります。5番議員も今回こういう御質問をいただく部分であれば、全員協議会の際にもまたそういう御意見をいただければ、それぞれの意見のひとつの中をまた参考にさせていただきながら、執行部としても判断をした部分でありますけれども、

意見の多くが他地域に研修に行つて、ここはこうで、人数が小国町農業委員会の提案されたものは多かったのではないかというような御意見もありましたし、先ほど経費の部分も議員のほうからも御意見をいただいた部分もありましたし、そのあたりのところを総合的に判断をさせていただいて今回の提案になっておりますので、ぜひ御理解をいただいて、組織としては農業委員会は私は必要だろうというふうに思っておりますが、その人数については地域に根差した大字選出は絶対必要と。ただ団体推薦のほうは、最大限できる範囲でここは外してもというような思いで、提案をさせていただいている段階に来ておりますので、ぜひ御理解をいただければというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 多くが多いという意見だったからというふうに言われましたけれども、でもそれは採決を取った時点で過半数の人が11人をよしとしたというのであるのですから、それはちょっと認識としてどうなのかなというふうに思います。そこでやはり農業委員会が何をしているのだということです。やはり報酬に見合った活動の水準に小国町の農業委員会がなっているのかということが、私はむしろ問題になっていたのではないかと思います。同僚議員の意見の中で、農業委員がどれだけの仕事をして、よその田んぼが荒れているからといって、農業委員が耕作放棄地のやぶ切りをしたり、ひまわりを植えたり、そういうことをしているから他町村より忙しいのではないかと。本来やるべき仕事がおろそかになっているのではないかという指摘をされています。やはりこの小国町の農業委員会の活動をどういうふうに高めていくかという議論なしに、ただ11人を8人にしただけでは8人でも多いと。じゃあ今度は6人だ、5人だ、4人だ、3人だと、どんどんこれから削っていかなければならないようになるのではないかと思います。私はむしろこういうふうに小国町の農業委員の活動の水準を引き上げて、農家の信頼を得られるような農業委員会にしていきますというような、そういう説明をここでしていただかないと、これはいずれは小国町の農業委員は二人でいいんじゃないかと。極端な話、そういうふうにもなりかねないと思いますが、どういうふうにしていくつもりなのか。

町長（北里耕亮君） 現在の農業委員11人の中でも活動は非常に幅広く、そして業務も多ございます。その中で一昨年からは農地パトロールという業務も行っておりますけれども、実際農業委員が各地域に出向いて、そしてA判定B判定と、その耕作放棄地になりかねないといいたまうか、そういう田畑が荒れているところ、そういったところを見まして、それをまた作っていただけるようなマッチングといいたまうか、そういった部分の作業も実際しております。これの作業がこの小国町については、農地を復活させるような動きをする農地と、山林化してしまつて農地台帳上は農地であっても、実際現況としては山林になっている。その分母が減らないと、その耕作放棄地の面積が小国町も増えていくというような部分。ですから耕作放棄地を増やす部分と非農地化を認定をして、これは農地じゃないよという部分を認めて、そういう作業が今後も大変多くなっております。将来の小国町農業委員会の主な仕事としては、当然手続上の許認可もあります

けれども、そういった業務をしながら、必要な農地をきちっと維持していくという部分が大事になるのではないかなというふうに思っております。その必要な農地があると。担い手の確保であったり、必要な農業の補助金であったり、そういった農業全般の幅広いそういった部分にもつながりますので、農業委員会という組織は必ず必要だというふうな認識を持っているわけでございます。

議長（渡邊誠次君） 5番議員に申し上げます。5番議員の本件に関する質疑・質問は同一議題につき既に3回を超えておりますので、議会運営委員会での申し合せ並びに会議規則第55条の規定がございますので、次の質問でまとめていただきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） あと1回しか質疑に立たせていただけませんので、一括して聞きたいと思えます。まず今の言われたことというのは、結局今やっていることを今後もやっていきますよという。しかもそれは何か対処療法的なやつで、そもそも稼げる農業にしていくにはどうしたらいいのかというような立場に立ったことをやっていくのも、これは大事な。ただの町長じゃなくて、今現在は農業委員会の会長もされている立場にあるわけですから、そういうこともしっかりと考えた上で、こういうことをやるべきではないかというふうに思うわけです。それで結局11人から8人に減らすことによって、浮くお金というのが出てきます。その浮くお金について、前回の全員協議会では同僚議員からはそういう農業委員会の報酬に回すよりも、もっと農業活性化のために役立てたほうがいいというようなお話もありました。それは確かに一理あることだと思うのですが、それは仮にこの8人になったとして、その浮いたお金はどういうふうなことへの財源として使われるのですか。私はやはりその浮いたお金で、何かプロモーションビデオのようなものをつくってもそれは仕方がないと思えますので、もうちょっと効果のあるようなことに使っていただきたいのですが、どういうお金に使うのかというのをしっかり説明していただきたいということ。

それからもう一つ、農地利用最適化推進委員について、2月の全員協議会で町長は7人から5人ぐらいに絞れないかというふうに検討していますというふうに言われていたのですが、今回は最適化推進委員については12名のままという状況です。これも15万ですか、一人。決して安くはないと思うのですが、非常勤の委員としては。ここは何で今回の提案に反映されていないのか、最後に説明を求めます。

町長（北里耕亮君） まず前段の話でございますが、その浮いたお金という部分は、これは金額に名前が付いてないという語弊がありますが、しっかり農業政策を一般会計の中全部の中で農業予算というのを付けておりますので、さらにそのあたりのところはしっかりやっていきたいというふうな全体的な部分は考えております。後段の御質問の最適化推進委員の人数については、ちょっと間違いがあれば補足していただきたいですが、12名以内ということですので、今現在考えているのは6人ということで、先ほどから小国町というのは各大字地域に根差したと

いうことで、大字に重きを置く考えがよいのではと思ひまして、大字に一人で6人というのを今のところは考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑は。

4番（高村祝次君） やはり12月の定例会で条例を可決しましたけれども、そのときも私は言いましたけれども、やはりこの定例会でかけるのがもうちょっと熟してかければよかったのではないかなというふうに、時期早々というようなことではなかったかなというふうに思っております。やはり今5番議員が言われたように、農業委員会がどういう仕事をしているのか、また新たにできる農地利用最適化推進委員がどういうことを今後やっていくために国のほうは作らせたのかということ、よく理解しないままに議会上程したと。おそらく大半の方が、この推進委員がどんな仕事をしていくのかということすら熟知していなかったのではないかなというふうに私は思います。国のほうははっきり推進委員の仕事は農地集積じゃない、実績をつくらないとお金はやりませんよと。実績においてお金はかけていくというようなことが農業新聞で書いてありましたけれども、やはり今度なされる推進委員の方は、大字協議会で決められたからわからなくてやって受けたという方が大半じゃないかなと。やはり国の目的は要するに個人経営でも農地を集積する、あるいは法人で農地を集積するということを進めていかないと今後農地が荒れてくるということで、やはり推進委員をつくってきたというふうに私は思っております。

果たして小国でこういう制度をつくったから、こういう人たちが出たから、前回の協議会の中でも言いましたけれども、後継者もない、農業もやっていない人たちが推進委員になって、果たしてそれをみんなに促すことができるかなというふうに思います。やはり自分が自ら田んぼだけじゃなくて、農地も借りて荒らさないように守っていくという人たちがならないと、全く農業をしていない人が推進委員になっても、それはみんな動きませんよ。私は。だから大字6人ということは分かりますけれども、本当にその中でその人たちがよその農地を借りて、あるいは規模拡大やる人たちなのかと。これは非常に疑問じゃないかなというふうに思います。そうすると何のために推進委員になったのか。結局国から推進ができなければお金は来ないなら、一般財源から持ち出さないといけない。その辺が私は一番問題というふうに思います。私は最初から現行11人なら農業委員が6人、推進委員が6人でいいという提案でございましたので、改めて8人になったから賛成いたしませんけれども、女性がその中で農業委員で大字から一人出れば新たに女性の部門をつくらなくてもいいし、中立の方はおそらく大字から出てくる人にも、私が言っているように後継者もない、農業もやっていない人が出てきていると思いますから、そのほかは中立でいいわけでしょう。私はそう考えると8人でも多すぎるというふうに思います。

さっき5番議員が言ったように、小国の農業をどうしていくのかと。それが基本で、農業委員会は本当に小国の農地を守っていかうという考えがないと、今現行田んぼだからこれを維持しましょうといっても米は安いと。高齢化して後継者もない。山田のところにイノシシやシカの被

害に遭って、そして植えたばかりで共済金をもらうぐらいなら作らないほうがいいと。儲からない農業をしたくないから、皆しないわけですよ。儲かる農業をするためにはどうしたらいいかということを考えて町が支援しないと、土地の集積もできないから推進委員を何のためにつくったかというような問題になってくると。そのあたりは局長が農業委員にちゃんと推進委員をつくらなければならないということをお話した中で、ちゃんと理解ができているのかということが一番問題ではないかなと。町長もましてや町長でありながら農業委員の会長ですから、そのあたりが理解できないままに農業委員から意見を聞いて、やはり12月の議会で11名で出しましたけれども、そのあたりがやっぱり一番考えてやったのかというのを疑うわけでございます。私はあくまでも6、6で考えておりますので、8というのは賛同はいたしませんけれども、やはりお金が生んだら何回も言いますよ。それを儲からない、農地集積ができない、何でできないかということをしっかり把握して、それをできないところに町が指示してやるということをやれば、ある程度は私は集積もできてくるのではなかろうかと。そして耕作放棄地をなくすためには、農地集積を各大字で法人をつくるなり、いろんな組織をつくったり、あるいは個人の経営の方に土地を集積していくなら、耕作放棄地は減ってくるというふうに思っています。頭から山と山の間にある田んぼは、これは難しいというのは農地から外していかないと仕方がないではないですか。以前も私は一般質問のとき言いましたけれども、そういう農地から外してくださいという高齢者の方はいっぱいおられます。それをやはりやっていくことがひとつの政策であり、守るべき農地はしっかり守って、ここは大事な農地であって基盤整備も終わってないというのは、やはり町が率先してそれを土地改良を行って新たな方向を考えて、土地改良するにはせめて3反とか5反ぐらいの規模の土地改良をするということを町が打ち出していかないから、農業は衰退していくわけですよ。

現に田原地区のことを言いますけれども、原野をみんな専業農家が使っております。そして田原の部落の運営をしております。部落に借地料何十万、何百万というのを払って集積しております。ただ田んぼだけができていないと。何で田んぼができないのかというのが、やっぱり畔を切るのが大変とか、水がないから大変だからしないわけですよ。やっているところはしっかりやっているわけですよ。ただ田んぼだけの話では農業委員会は違うわけですよ。それは基盤整備したところに、農振地に入っているところに太陽パネルを並べたら百姓するよりもいいことはわかっているではないですか。そういうことではなくて、やはり農業で守っていこうとするから、ちゃんとよその畑も借りて牧草を植えて守っていくわけですよ。要するに、この農業委員が何名でも私は結構だと。いろんな話を聞く、やはりしっかり農業を考えている方から話を聞いていけば、やはり大字を超えて農地を買っていくことはできるわけですから、大字に農業委員会が一人いなければということではないというふうに私は思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） ただいまの御意見に賛同できる部分もありますけれども、少し意見が違う部

分もありますが、その賛同できる部分、大変御意見十分わかる場所もあります。こういったことは、今の段階では私のセリフはおかしいかもしれませんが、議会の皆さま方、様々な御意見を農業に対する思いを持たれている方も多いようでございますので、7月以降、私は会長も農業委員の組織を外れるわけでございますけれども、新しい体制になった農業委員会の皆さんと議会の皆さんと、またその思いを語り合うような機会をですね。これは私から言うのはおかしいかもしれませんが、大変いい御意見もあられたというふうな感じをいたしましたので、そういった機会をまた持つとかいうこともあってもよろしいのではないかなというふうには私は今感じました。ただ、この人数については執行部、繰り返しになりますけれども、確かに最初の上程をするまでに今回国のほうの法律も最適化推進委員を設けるとか、選任制にするとか、初めてでありましたものですから、説明が不足した部分もあったかと思っておりますけれども、すみません、ちょっと時は過ぎましたので、これからではございますが、7月以降議会の皆さま方それぞれ農業に対しての思いもあられると思っておりますので、組織は違いますが農業委員の皆さんとまたお話をさせていただくようなそういう機会もあってもよろしいのではとちょっと感じたところではありました。この人数については、ぜひ議会の皆さま方、御理解をいただければというふうに思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

4番（高村祝次君） 改めて町長に要望しておきます。今回、町長は農業委員から外れるということですが、町の方針としてやはり守るべき農地は守っていくというのははっきりやっけていかないと、新たになった農業委員たちが何もわからないですよ。地域から要望があるから農振地を外していくということになってくると、大変なことになってくるのではなからうかなと私は思っております。ですからやはり町の方向性というのは、町長、しっかり辞めても農業委員会などに伝えていってもらいたいというふうに私は思っておりますが、そのことについてはどう考えておりますか。

町長（北里耕亮君） 小国町行政の中で農林業は本当に大事な産業であります。その中での農地という部分については、農地があるからこそ生業ができるものでありますので、しかも小国町は中山間地の中でも農振農用地が大変幅広い、多い地域でもあります。その制定された農振農用地を安易に外すということは、これは行政としてもあってはならないことだというふうにも思います。しかも国というか、その法令上安易に外せないような仕組みに今現在なっておりますので、そのあたりのところは町行政として、農業委員会とはまた別の町行政としての、農振農用地の定める部分については産業課の所管になりますので、しっかり考えながらやっていきたいというふうに思っております。

4番（高村祝次君） 今ファームロード、それからグリーンロードできておりますけれども、これはやはり農業関係でできた道路ですから、そのあたりもしっかり考えて、その周辺の農地は絶対に農振地を守っていくという方向に町はすべきではないかなと。そういうところをどんどん外し

ていったら、小国は環境も観光も何もかも崩れていくというような感じがいたします。新たに推進委員ができれば、やはり推進委員の方々にもちゃんとそのあたりをよく勉強していただいて、農業委員会よりも推進委員の方々がもう少し頑張ってもらおうと。そして規模を拡大する人、あるいは集積している人たちをまとめて後押しするような組織にさせていただきたいというふうに思っております。

以上です

産業課長（澁谷洋典君） 今議員が言われましたように、行政として今後農地として守るべき農地と、そうでない農地を明確化しているということで、農振法の農用地区域と転用とかそういった場合、農振法だけでなく、やはり前提にあるのは農地法だと思います。農地法上で転用とかができない農地は農振法からも外すこともできません。ですからそういった意味でも、今回の最適化推進委員が置かれて各地域の農地を調査していく中で、小国町はまだ地籍調査が全部完了していませんので、そういった中で調査結果を踏まえて、農振法の小国町農業振興地域の個別での見直しというのは年に2回できますけれども、全体見直しというのもございます。そういった中でこういった推進委員の調査の結果を踏まえて、議員が言われるような守るべき農地とそうでない農地というのを明確化していくというのは、これからの行政の大事な仕事ではないかというふうに思っております。

町長（北里耕亮君） ただいまの産業課長の言葉のとおり、守るべき、安易に外せないようなそういう手続きにはなっておりますし、全体に見直しのところ。個別案件の見直し。そういうのは非常に慎重にさせていただきたいというふうに思います。それから逆の話で、今度はやぶになってつくれない。分母、数字上、載っているが故に耕作放棄地の面積が拡大をしていくと。そういう部分については、昨日も農業委員会の会議が行われましたが、先月もそうですが、非農地化の認定ということで明らかに杉が植わっているとか、山の中の非常に条件が悪い、道もないようなところ。そこが台帳上農地になっているという部分で、それを一つひとつ外していくという作業も既に徐々に始まっておりますが、このあたりのところは今議員が言われるように、守るべきところ、そうでないところ、しっかりやりながら。ただそれだけにこだわらず、それが将来の農業の農地がしっかり守れているから担い手につながるとか、それぞれの議員が言われたように儲かる農業にというような部分にもつながりますので、役場としてはしっかり考えてやっていきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 熊谷ですが、12月のときは賛成したんですが、私としては11、12で押し通していただきたかったのですが、前回わかりやすい説明をしろというところで6人に減ったのはいいかなと思ったのですが、100歩譲って8にしたのか、3人減ったのが意味がわからないのですが、前回4番議員が言うようによく内容もわからずに賛成した部分もありますが、



その後いろいろ調べたり現農業委員の方にも聞いて、減らす必要はないという人もいるし、減らさないという人はあんまりいなかったのですが、どっちにしろもう1回賛成しますが、やっぱり4番議員が言われたとおり、なった人は精いっぱい頑張っていたいただいて、駄目だったと言われないうようにそれだけを願います。

町長（北里耕亮君） 数名の議員から言われている、発言がある部分もありますが、12月議会で上程したものをまた今回数字を変更して出すという部分については、執行部の決断といたしましうか、総合的な判断になりますけれども、賛成をいただいた議会議員のお考えもあられるとは思いますが、最終的にこの人数で、先ほど御意見もありました中身が大事だという部分もあります。なっていた方には、また農業委員、それから最適化推進委員の会議を何度も重ねて新しい体制で進みまして、新しい内容も発生してきますので、最適化推進委員のこういった業務をこれから発生してくるか、主な大事な業務があるかという部分も何度も会議を重ねまして、非常に活発な活動をしていただくために、執行部としてもそれぞれの農業委員や最適化推進委員に啓発をしていきたいというふうに思っております。この人数がずれた部分については、本当にいろんな議会の御意見があるのも承知をいたしましたけれども、ぜひ今回の提案した人数については御理解をいただければというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

3番（北里勝義君） 3番、北里でございます。先ほど町長の答弁の中で、議員が研修を行ったということで答弁ございました。私も大分県の玖珠町のほうに研修に行かせていただきました。全員協議会のときもちょっと意見を言ったのですが、やはり玖珠町も基本的に考え方は今小国町がしている考え方と同じではないかなというふうに思っております。玖珠町の考え方もやはり各大字地区からと、それから女性、それから利害関係というような形で7名と。19名が7名ということで改正をされております。この中で私が一番気になったのは活動状況ですよね、それぞれ。玖珠町の場合は前回までは処理案件、それから取組の案件が委員一人当たり6件ということで説明されておりましたけれども、今回7名になったときには一人当たり10件ぐらいになるだろうと。それは委員としては厳しくなるけれども、自分たちはその取組状況を見ながら3年間で内容を考えていきたいというふうな意見をいただきました。

私はやはり農業委員会としてのひとつは事業の評価ですね。これをきちっとやっていく必要があるのではないかなと。事業評価をやれば、当然活動評価にもつながるわけですね。委員、それから推進委員、その事業評価をぴしっとやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。そして評価をすれば、当然課題も見えてくるわけですね。課題が出ればそれに対して改善があるというその評価を、ぴしっとやっていく必要があるのではないかなと。そこに取り組む委員、取り組まない委員が出てくれば、それは定数削減につながっていくわけですから、やはりそういった事業評価をまずやりながら取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

以上です。

町長（北里耕亮君） ありがたい御意見であります。まずその事業評価の前に目標ですね、どれぐらい現在も現農業委員のときに農地パトロールというのを行ってありますが、本当に限られた時間で大変多い面積のところを見るわけでございますけれども、新たな体制で7月からスタートする段階で、やはり目標を設置しなければならないかというふうに思います。その目標に合わせて活動していった、それから議員おっしゃるようなその評価、その目標に対して推進ができているのか、時間が足りなくてできなかったのか、いろんな課題があつてというような部分の反省といましようか、そういった部分をしていくべきであろうというふうに思いますが、まずはある程度の目標、数値の設定をするその目標を定めるのがよいのではというふうに思いますので、事務局もそのあたりのところは、本日お認めいただければ農業委員の人数はそうですが、最適化推進委員とこの人数でどれだけの活動ができるかという部分も今後定めさせていただきたいというふうに思っております

農業委員会事務局長（村上弘雄君） すみません、事務局のほうとしては、毎年委員の活動日報というのが配付されていまして、非常に細かいことまで委員の常日頃の活動、相談を受けた内容、それから総会の内容等についても日誌等で管理をしている最中ですので、できるだけそういうそれぞれの活動を取りまとめた上で、年に1回それをまとめた形で、次の目標を立てながら、今後の活動に活かしたいというふうに思っていますので、御意見の部分については参考にさせていただいて取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。私は、議案第29号小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、反対の立場から討論を行います。

本改正では、私がこの条例をつくった際に指摘をいたしました小国町町外からの法人や企業が、事業拡大の意図を持って農業委員会に入り込む余地があるというところ、あるいは農業委員会の形骸化についての指摘について何らその対処となる手立てが取られておりません。また農地利用最適化推進委員の定数についても6名で検討していると言いますが、しかし、どの立場でおっしゃっているのか。農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱するものであります。つまり6名に対して12名以内のという条文があることによって、実に2倍分のそういう余剰というか、余裕を持たせているわけです。今は6人とおっしゃいますが、農業委員会がもっと必要だと言えば

最大12名まで委嘱することが可能になっているわけです。この点についてもやはり議会での説明で5人から7人の間で検討するというのであれば、5名以内、あるいは7名以内という改正をすべきであるということをお願いしまして、討論を終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第29号、小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時20分から再開をいたします。

（午前11時10分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「常任委員の選任について」を議題といたします。

委員会条例第7条の第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

では、ただいまより指名をさせていただきます。総務文教福祉常任委員につきましては、2番、大塚英博君、3番、北里勝義君、4番、高村祝次君、5番、児玉智博君、7番、穴見まち子君、8番、松崎俊一君を指名させていただきます。

次に、産業常任委員につきましては、1番、穴井帝史君、6番、時松唯一君、9番、熊谷博行君、10番、時松昭弘君、11番、松本明雄君、12番、私、渡邊誠次を指名させていただきます。付け加えて報告をさせていただきますが、常任委員につきましては2年で委員の改選になっておりますので、この議会中に皆さん方からの御意見を拝聴し、指名をさせていただくわけでございます。以上のとおり、常任委員に指名をいたします。

これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をさせていただきました諸君を、それぞれの常任委員に選任いたします。

ここでお願いがございます。私、産業常任委員に選任をされましたが、議長の立場上、各委員会との関連もありますので、距離的な立場を取るのが望ましいのではないかと思います。地方自治法の第105条によりまして、各常任委員会への出席、発言権が認められております。もし委員会表決に加われば、本議会において議長の裁決の問題が生じた場合に、現状維持原則等から考えまして、委員会の表決と相反した判断を下さなければならない事態も生ずるおそれがございますので、私は皆さんの同意を得られますならば、産業常任委員を辞任いたしたいと思えます。またこの件につきましては、私の一身上に関する事件であると思われますので、地方自治法第117条の規定により、私が除斥の対象になります。よって私が退席し、穴井副議長に議長席へ登壇願って、穴井副議長から私の常任委員の辞任の件をお諮りしていただくこととなります。

穴井副議長、よろしくお願いたします。

(渡邊議長 退場)

副議長(穴井帝史君) それではお諮りいたします。ただいま議長から産業常任委員を辞任したい旨、申し出がありました。この件を許可することに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(穴井帝史君) 異議なしと認めます。

よって議長の産業常任委員の辞任の件は、許可することにいたしました。

(渡邊議長 着席)

議長(渡邊誠次君) ありがとうございます。それでは委員長及び副委員長は、委員会条例第8条の第2項の規定により、各常任委員会で互選をすることになっております。ここで休憩をして各常任委員会を開き、委員長及び副委員長の互選を行い、休憩後に委員長から報告を受けたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(穴井帝史君) 異議なしと認めます。

それではここで暫時休憩をいたします。

(午前11時27分)

議長(渡邊誠次君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時28分)

議長(渡邊誠次君) 休憩中に各常任委員会委員長及び副委員長が決まったと思えますので、委員長から報告をお願いいたします。

4番(高村祝次君) 総務文教常任委員会の会長を仰せつかりました高村祝次と、副会長が大塚英博委員です。

以上、報告いたします。

11番(松本明雄君) 11番、松本です。産業常任委員会のほうは委員長のほうは私、松本で引

き続きよろしくお願ひします。副のほうも9番の熊谷博行君のほうに決まりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

日程第7、「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

お諮りをいたします。委員会条例第7条の第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、これより議会運営委員の指名をいたします。1番、穴井帝史君、4番、高村祝次君、8番、松崎俊一君、10番、時松昭弘君、11番、松本明雄君を指名させていただきます。

以上のとおり、議会運営委員に指名をいたします。これに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条の2項の規定により、委員会で互選をすることになっております。ここで休憩をして議会運営委員会を開き、委員長及び副委員長の互選を行い、休憩後に委員長から報告を受けたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

それではここで暫時休憩をいたします。

（午前11時30分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時31分）

議長（渡邊誠次君） 休憩中に議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まったと思ひますので、委員長から報告をお願いいたします。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。議会運営委員会のほうにおきまして、委員長に私、時松昭弘、副委員長に8番議員の松崎俊一氏が選任をされました。

以上報告します。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回小国町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（午前11時32分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（11番）

## 会 議 の 顛 末

### 1. 会議録署名議員の指名

2番 大塚英博君  
11番 松本明雄君

### 1. 会期の決定

今期臨時会の会期を5月11日の1日間とする。

1.	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例について) 平成29年5月11日 承認
2.	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) 平成29年5月11日 承認
3.	議案第29号	小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について 平成29年5月11日 原案可決

### 《議案外》

平成29年5月11日

1. 常任委員の選任について
1. 議会運営委員の選任について

小国町議会会議録  
平成29年第2回臨時会

平成29年5月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119